保 福 第 4 1 2 － 1 号
令 和 6 年 1 月 26 日
（保健医療福祉課扱い）

各医療機関　管理者　様

鹿児島県くらし保健福祉部長

医療法第６条の３の規定に基づく医療機能情報提供制度に係る報告について
（依頼）

本県医療行政の推進につきましては，かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

標記については，医療法第６条の３第１項に基づき，基本情報については速やかに，その他情報については年１回以上都道府県知事に報告することとされており，本県ではこれまで，毎年11月末までに医療機能情報を報告することとしておりました。

今般，厚生労働省において，標記制度の全国統一システム構築を目的に，今年度以降の報告はＧ－ＭＩＳにより行うこととなりました。

つきましては，下記により報告をお願いいたします。

記

１　報告期限
令和６年２月29日（木）

２　報告方法
以下の県ホームページにＧ－ＭＩＳへのログイン方法やマニュアル等を掲載しておりますので，御確認の上報告してください。
https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/r3-iryojohonet.html
ホーム ＞ 健康・福祉 ＞ 健康・医療 ＞ 医師・医療機関 ＞ 医務 ＞ 医療機能情報の提供について

※ネット環境が未整備等G-MISによる報告が不可能な場合は，以下の連絡先へお問い合わせください。
(1) 鹿児島市内の医療機関：県庁保健医療福祉課医務係
(2) 鹿児島市外の医療機関：所在地の保健所（地域保健福祉課指導監査(介護)係）

保健医療福祉課　医務係
ＴＥＬ：099-286-2707